

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみの邑の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事会に役員が出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	10,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円

2 評議員会に評議員及び役員が出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬	実 費 弁 償 費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円

3 前2項の報酬及び実費弁償費は、理事会、評議員会の出席の都度、支給する。ただし、理事会と評議員会を同日に行ったときは、重複して、これを支給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 前3項の報酬及び実費弁償費は、必要の都度、支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	15,000円	10,000円	実 費

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	15,000円	実 費	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	実 費	
監 事 監 査 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	実 費	